

議案第138号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成17年松阪市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第13条の表A P S（自己タンパク質溶液）療法の項の次に次のように加える。

PRP（多血小板血漿 <sup>しょう</sup> ）療法	1部位につき	99,000円
-------------------------------	--------	---------

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（巻き爪治療に係る使用料）

第15条 巻き爪治療に係る使用料は、次の表に定める額を徴収する。

種別	単位	使用料
巻き爪治療	1回につき	7,700円
巻き爪治療（材料を使用する場合）	2回目から1回につき	5,500円
巻き爪治療（材料を使用しない場合）	2回目から1回につき	990円

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。